

# 木更津市議会 意見公募

(パブリック・コメント)

下記の条例に対する意見公募手続の結果を公表いたします。

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>政策等の題名</b>        | 木更津市議会議員政治倫理条例  |
| <b>政策等の公表日</b>       | 平成31年 2月19日   |
| <b>意見提出期間</b>        | 平成30年11月15日～12月14日  |
| <b>担当課</b>           | 木更津市議会事務局 Tel: 0438-23-7185   |
| <b>策定の趣旨・目的・背景など</b> | <p>木更津市議会は、平成22年8月9日に制定した倫理規定に基づき誠実かつ公正にその職務を遂行してきましたが、平成30年3月13日に議会の基礎となる木更津市議会基本条例を制定し、第5条第2項において議員の倫理に関して別に定めることとしていることから、これまで以上に議員の活動が、公平、公正であり、高い倫理観と深い見識により、市民からの信頼を得られるよう、木更津市議会議員政治倫理条例を制定するものです。</p> <p>本条例は、議員、市長等、市民それぞれの責務、役割を規定するとともに、議員は議長に対し、条例遵守の宣誓書を提出することを義務付けています。また、議員から市職員への不正な要請を防止するため、要請内容を記録するよう市長等へ求めることにしています。</p> |
| <b>定めた政策等</b>        | 木更津市議会議員政治倫理条例 (このホームページに掲載のとおり。)   |
| <b>資料の入手方法</b>       | 議会事務局 (駅前庁舎) ・行政資料コーナー (朝日庁舎) ・図書館 ・市内の各公民館でも閲覧できます。  |
| <b>提出された意見の件数と人数</b> | 4件 2人 (件数の数え方が難しいものは1件としています。)  |

## 提出された意見の概要と、意見に対する市議会の考え方

| 提出された意見  | 意見に対する市議会の考え方  |
|--|--|
| <p>5. 政治倫理基準について<br/>「セクハラ」、「パワハラ」禁止を条文に明確化すること。<br/>&lt;説明&gt;<br/>「セクハラ」、「パワハラ」が社会問題化されている今日、参考資料を添付したが、法人でも就業規則で明文化している。議員の政治倫理条例にも当然明記すべきである。</p>  | <p>条例第5条第1項第6号に規定する「嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為」に「セクハラ」、「パワハラ」などの様々な概念を含んでいます。</p> |
| <p>まずもって、日本の最高議決機関である国会の最近の有様には一市民として憤怒の念が募るばかりです。とても情けなく悲しいことです。首相をはじめ閣僚には憲法の遵守が規定されているのに、堂々と憲法の「改正」を叫び、閣僚の多くの方が基本的人権を無視した発言を繰り返し、世間から非難を受けても辞任もしない状況が、まさに常態化しています。木更津市でいう、「審査会」の機能が全く無視され放置されていると言わざるを得ません。また、国会の各種委員会での議論を通じて、データーの改ざんや意図的な変更が暴露されるなど、とても民主国家とはいえない状態には許し難いものがあります。このような中で、「木更津市議会議員政治倫理条例 (案)」を制定する努力に敬意を表したいと考えています。以下、質問・意見をいくつか述べさせていただきます。</p> |  |

| 提出された意見   | 意見に対する市議会の考え方   |
|---|---|
| <p>3. 市民の役割<br/>「積極的に市政に関わるものとしします。」の前提は、①議会で審議されるデータが正確であること（チェック機能は？）②市議会が本会議や、各種委員会を含め基本的に公開であること、③本会議、各種委員会の審議の記録が残されていること、④情報公開が十分にスピーディーに行われていること、等々がまず必要です。不十分であればこれらの善処をお願いいたします。</p> | <p>木更津市議会基本条例等に基づき取り組んでおり、これからも取り組みを推進してまいります。</p>  |
| <p>1 1. 審査会の設置<br/>国家のような無法地帯の様相を正すためにも、木更津市の「審査会の設置に関わる委員8名の選出方法や議論状況」はとても透明性の高いものでなければいけないと考えます。「議長が公正を期して選任します。」では不十分と考えます。どのようにする予定ですか。</p>   | <p>審査会の委員は、審査対象となった議員や審査を請求した議員を除く議員の中から木更津市議会申合せ事項の特別委員会の委員の選任方法に準じ、議長が公正を期して選任します。<br/>&lt;参考&gt;<br/>「木更津市議会申合せ事項（抜粋）」<br/>2. 特別委員会<br/>(1) 委員の構成は、各会派から推薦し、会派の所属議員数が4人まで1人、5人以上7人まで2人、（中略）を選任するものとする。<br/>(2) 会派に属さない議員が3人以上5人の場合1名を、6人以上の場合2名を、所属しない議員の中から選任するものとする。</p> |
| <p>2. 議員の責務<br/>「議長は・・・勉強会・・・」とありますが、とても大事な事だと思います。これにも上記の8名の件も含まれることと思われそうですがいかがですか。</p>   | <p>条例第2条第3項は「議員は、この条例の趣旨を理解し、適切な運用に努めるものとする。」と規定しました。条例の趣旨を理解する中に審査会の委員の選任方法を含んでいます。</p>  |